

11 該当箇所の記述のないもの

| 番号 | 対応区分 | 意見要旨  | 県の考え方  |
|----|------|---|--|
| 44 | D    | <p>行政に引き取られた動物の殺処分は、疾病等で回復の見込みのない場合を除き譲渡することとし、譲渡返還目標を100%とする。引取り数については今回の10ヵ年計画での最終目標を0とするべき。</p>  | <p>引き取られる動物には何度も咬傷事故を起こすなど、家庭動物としての適正が無いと判断せざるを得ないケースも多く、そのような中、譲渡目標を100%にすることは困難であると考えます。</p>         |
| 45 | B    | <p>譲渡マニュアルを作成し飼養希望者の審査を行い、講習を受けた後での譲渡とする事。譲渡される動物は、原則、繁殖制限処置を行う事を義務化とする。譲渡後も追跡調査を行い適切な指導を行なう。</p> <p>譲受人、動物の飼養者からの飼育相談対応を行い、マニュアルに沿った譲渡を指導すること。</p>   | <p>長崎県では、新たに里親になられる方に対し、里親教育を行なっております。追跡調査については現時点では実施しておりませんが、今後、ボランティアの方と協力していく等の方法について検討していきます。</p> |
| 46 | C    | <p>施設に持ち込む飼い主には、持ち込みの詳細な理由と名前の記入を義務付け、殺処分の映像または実際の処分現場を見せる事とする。</p> <p>動物病院での安楽死(譲渡時の諸検査)と同等の持ち込み料、依頼料を徴収し、それを収容動物のケアやその他かかる費用に当てる。</p> <p>一方、引き取り動物は殺処分ではなく譲渡することを目標にしていく事から、愛護センター内での感染防止のため引取り前に必要な検査を行う事を義務付ける。</p> | <p>引取りの際には引取り依頼書の提出をお願いしております。</p> <p>手数料の設定については、今後、既に実施している他県の状況も参考にしながら検討していきたいと考えています。</p>         |
| 47 | D    | <p>センター等での収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オスメスの檻を分ける</li> <li>・小型犬、大型犬を分ける</li> <li>・老犬、仔犬、仔猫、老猫を分ける</li> <li>・室温湿度などの調整。十分な給餌</li> <li>・臨床経験豊富な獣医の常勤による健康管理。</li> </ul>    | <p>現在の施設では、性別、体格、年齢等によって完全に分けることは困難ですが、性格等を考えながら動物同士の闘争がないように離して繋いでおくなど、工夫しながら管理しております。</p>            |

| 番号 | 対応区分 | 意見要旨  | 県の考え方  |
|----|------|---|--|
| 48 | E    | <p>愛護センターで引き取った動物の抑留期限は最低4週間とする。</p> <p>また、収容動物や施設収容の動物の死体に関して、可能な限り詳細に記録し保存する。記録については必要に応じ提供できるようなシステムとする。掲示の方法はインターネットのみに限らず、行政広報誌、新聞、ラジオ局、テレビ局等のメディア等も利用すること。</p>  | <p>県では長期間飼養できる規模の飼養施設を所有しておらず、4週間以上も引取った動物を飼養することは難しいため、ボランティア等に協力いただき、家庭動物として適正のあるものについては、生存の機会を与えることができるよう、検討したいと思っています。迷い犬、捕獲犬等の情報については、できるだけ情報を一元化し、発信できるよう考えているところです。</p> |
| 49 | D    | <p>動物の殺処分方法は5年以内に、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行すべき。</p>   | <p>現時点では、個体ごとの麻酔薬の使用については、コスト、人件費、施行者のメンタルケアの必要性等から考え、困難であると考えています。</p>  |
| 50 | E    | <p>多頭飼育しているところを各市町村で把握し、頭数だけで多頭飼い飼育者やボランティアが一般住民から迫害されないよう、多頭飼育者の生活を守ること。同時に不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るために、適切な監督、助言、規制を行い、多頭飼い崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐ事。また、行政より認められたボランティアはその能力に応じて、集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護する事を行政により許可する事。</p> | <p>多頭飼育者への苦情については、状況に応じて各市町と連携を取りながら指導等を行なっています。</p> <p>集合住宅での動物飼養については、飼養前に集合住宅の管理者や管理組合等にご相談される必要があると思います。</p>   |

| 番号 | 対応区分 | 意見要旨  | 県の考え方   |
|----|------|---|---|
| 51 | E    | <p>多頭飼いや多頭エサやりをしている者で不妊手術をしていない者へ指導を行い、捕獲や搬送が困難な場合はボランティア等に依頼し代行させ、金銭面での相談・病院の紹介等を行う。</p> <p>迷惑行為を繰り返す飼養者には罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとる。</p> <p>飼い主が動物の世話が困難となり周囲に著しい迷惑をかけると判断されるほどの多頭飼育者の場合は、適切な数に調整するためにボランティア等によって新しい飼い主を探すために保護を依頼する事。この場合かかる費用は本人負担が基本だが、困難な場合は行政が支援する。</p> | <p>多頭飼育者への繁殖制限措置については現在も指導をしております。</p> <p>適正に管理できる数まで動物の数を調整する等の指導も行なっていますが、相手の同意が必要であるため難しいことが多いのが現実です。今後も、市町、ボランティア等と連携して適切な指導に努めていきます。</p> |
| 52 | E    | <p>不適切飼育、迷惑行為、虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、違反事例に対し警察や動物愛護団体等による連携体制をとり、調査・捜査や摘発を行い、動物の保護及びその所有権を剥奪できる事とする。専門の調査員・調査員が所属する機関は、動物愛護先進国の手法等により創設・育成する方向で、根拠法律制定を国に、条例制定を都道府県に、それぞれ求める事とする。専門の調査員は、できるだけ、特別司法警察職員とする方向で、国に立法措置を求めていく事とする。</p>                                       | <p>多頭飼育による不適切な飼養管理やそれに伴う迷惑問題に対しては、市町と協力しながら指導を実施しています。指導については保健所の獣医師が対応しています。必要であれば警察との連携を視野に入れ、今後も、法に基づき適切な指導を実施していきます。</p>                  |

| 番号 | 対応区分 | 意見要旨   | 県の考え方   |
|----|------|--|---|
| 53 | E    | <p>動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の登録を必要とする。</p> <p>繁殖を行う個体の登録も義務とし、繁殖年齢や繁殖回数も規制し、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待とみなすこととし取り扱い業を剥奪し、刑罰を与える。繁殖が出来なくなった動物は家庭動物として再登録させ、適切な飼養で終生飼育する事を毎年確認する。愛護センター等の行政の引き取り時には、すべて有料制にし、動物取り扱い業者からの引き取りを行う場合、一般市民の引き取りの金額よりも多額に設定する事。</p>       | <p>動物取扱業の登録については業と見なせる場合は個人でも登録の対象となります。</p> <p>繁殖個体の登録や年齢制限、年間の繁殖回数については、法律での規定がなく、虐待との科学的な関連づけが難しいことから現時点では規制が難しいと考えます。当県では原則として動物取扱業者から間引きとなるような引取りは行なっていません。</p>                    |
| 54 | E    | <p>災害時、緊急に動物の避難などを行わなければいけない時は警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。</p> <p>その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化する事。</p>  | <p>関係機関等と協議しながら、災害時の動物救護体制の構築を検討してまいります。</p>  |
| 55 | E    | <p>住宅街での野良猫対策として、TNR活動の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行う事。特に、下記に該当する者へ行政が強く指導を行い、その後改善しなければ何らかの罰則を科せられるような条例の改善等を検討する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「TNR活動」を拒絶し妨害する人。</li> <li>・「地域猫」と称して中途半端なTNR活動をする人。</li> <li>・無責任なエサやりや不妊手術に協力しない人。</li> </ul> | <p>地域ねこ活動は、地域全体取り組んでいくことが重要だと考えています。現在、長崎県獣医師会の取り組みとして、地域猫への取り組みを行ないたいという町内会や自治会等に対し、避妊・去勢手術を無料で行っており、市町に対しても当事業の周知について協力をいただいているところです。今後も関係機関等の連携のもと、保健所へ引き取られ、殺処分される猫の減少に努めていきます。</p> |

| 番号 | 対応区分 | 意見要旨  | 県の考え方  |
|----|------|---|--|
| 56 | E    | 公園や河川敷、公共施設など行政管理の土地での飼い主のいない猫対策の取り組みとして、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が連携し、飼い主のいない猫対策を行えるよう、協力し支援する事。 | 同上   |
| 57 | E    | 動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。  | まず、実態の把握が必要であり、関係機関の協力のもとに実態を把握し、次の施策に反映を考えていきます。                        |
| 58 | E    | マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。  | 所有者明示措置については、迷子動物の飼い主への返還に大きく役立つと思われ、負傷動物の保護時などの早急な飼い主への連絡にも役に立つと考えています。 |
| 59 | E    | 繁殖業者を無くし、ペットはペットショップからではなく、飼い主のいない、収容期限を越した犬や里親募集からの譲渡(再飼養)犬猫を飼育する啓発を県全体で行うようにする。                   | 里親登録制度の広報の充実や譲渡を進めることにより、少しでも殺処分される動物が少なくなるよう努めていきたいと考えています。             |
| 60 | E    | 原則、避妊去勢、マイクロチップ装着、狂犬病予防、フィラリア予防、ノミダニ予防、ワクチン等最低限の医療手当てを行うために、ペット税的に徴収し、ペット保険共済的な仕組みを作り、ペット手帳で管理する。   | 犬及びねこの引取りの有料化については既に実施している自治体の例を参考に検討していきたいと考えています。                      |
| 61 | E    | ペットにもペット福祉があり、再飼養支援や、保護施設があつていい時代かと思う。既に欧米でも行われているアニマルポリスを見本に、日本もそのようなペット福祉行政が進む事を願っている。            | 飼い主の適正飼養管理の徹底に努め、動物に優しい社会の実現を目指していきます。                                   |
| 62 | B    | 動物愛護管理活動の拠点づくりを希望します。   | 動物愛護管理活動の拠点づくりについては計画の進捗状況の推移をふまえ、拠点の活用も含め検討していくこととしております。               |

| 番号 | 対応区分 | 意見要旨  | 県の考え方   |
|----|------|---|---|
| 63 | E    | センターに収容された犬猫がどのような形で死んで行くのかコンピューターで、シミュレーションを作成し、引取り依頼にきた飼い主に必ず体験させる事とする。   | 犬及びねこの引き取り時には、その理由と共に引取り依頼書の提出を求めており、終生飼養、繁殖制限措置の必要性についても指導しております。  |
| 64 | D    | 繁殖場からの幼齢出荷に歯止めをかけるために8週齢まで繁殖場(母親)のもとにおいておくような施策をもりこんでください。                  | 法律では離乳期を終え、成体と同様の餌を自力で食べることができることになったものを販売するよう規定されています。また、社会性が必要な動物については適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養保管することとされています。   |
| 65 | E    | 抑留期間を延長してください。  | 保健所で保管している犬については、咬傷事故を繰り返した結果、処分を前提に引取りを求められるものから迷子犬まで様々です。保護した時の状況や犬の状況等により、飼い主がいそいそ犬については保健所の獣医師が公示期間にかかわらず、抑留期間を延長しています。個別の対応となりますが、平均して1週間は抑留しています。 |
| 66 | B    | 動物取扱業者への抜き打ちの獣医師による立入り検査制度を導入してください。  | 動物取扱業の登録については申請時に施設の図面を提出し、登録前に現地の確認を行なうこととしています。<br>また、悪質な動物取扱業者に対しては、改善勧告、命令、営業の停止、登録の取り消し等の処分を行なうこともできるようになっています。                                    |
| 67 | B    | 引き取りを有料にすることは、飼い主の勝手さもあるのだから、賛成です。  | 賛同いただき有難うございます。   |
| 68 | B    | ホームページを作り、迷子や捨て犬ねこの募集といつでも見れるようにしてほしいです。<br>ボランティアと連携した譲渡への取り組みを行なっていただきたい。 | ホームページの作成については、捕獲犬、迷子犬、里親募集等の情報を一元化して発信できるよう検討しているところです。  |

| 番号 | 対応区分 | 意見要旨   | 県の考え方  |
|----|------|--|--|
| 69 | B    | 一時里親など、募集してはいいでしょうか。   | 現在も里親登録制度により、募集しております。各県立保健所が窓口となっておりますが、この制度についても周知を図っていく必要があると考えています。                              |
| 70 | E    | 動物実験を行っている研究機関は、その内容、必要性、動物の種類、頭数、実験後の処遇を明記したうえで公表すべき。   | まず、実態の把握が必要であり、関係機関の協力のもとに実態を把握し、次の施策に反映を考えていきたいと考えています。   |
| 71 | E    | 動物を飼う者にとって最低限のモラル、最後迄責任を持って飼う、不妊、去勢手術の徹底、適正飼育を末端の人々にまで認識してもらう為に推進してください。   | 飼い主の適正飼養管理の徹底に努めてまいります。  |
| 72 | E    | 県営、市営を問わずモデル地域を指定し、犬やねこと暮らして家族で守ってあげるようなシステムづくりを是非可能なものとして頂きたい。  | 今後、関係機関と協議しながら検討していく必要があると考えます。  |
| 73 | E    | ノラ猫ストップ作戦・・・去勢・避妊手術無料化の継続  | 現在、長崎県獣医師会の取り組みとして、地域猫への取り組みを行ないたいという町内会や自治会等に対し、避妊・去勢手術を無料で行なっており、市町に対しても当事業の周知について協力をいただいているところです。 |
| 74 | E    | 毛皮製品を作るために動物を殺すことは非人道的である。毛皮製品を購入することが、どれほど残酷なことであるか周知して、毛皮は着ない、買わないということを推奨するように要望します。                          | 動物愛護に関する貴重なご意見としてうけたまわらせていただきます。   |
| 75 | E    | 野生動物による被害を殺すことで解決を図るのは間違いである。捕殺した肉を料理にして観光に役立てようとするなど、野蛮で心ない行為であり、殺すという選択肢はないものとしなければ、他のよい対策は生まれえない。環境の回復に努めるべき。 | 動物愛護に関する貴重なご意見としてうけたまわらせていただきます。   |

| 番号 | 対応区分 | 意見要旨   | 県の考え方   |
|----|------|--|---|
| 76 | B    | <p>ペットショップ・ブリーダー・個人で繁殖し譲渡する場合など、犬・猫の譲渡をする全ての場合において、マイクロチップ装着を義務付ける様に促進していくべき。</p>  | <p>所有者明示措置については、迷子動物の飼い主への返還に大きく役立つと思われ、負傷動物の保護時などの早急な飼い主への連絡にも役に立つと考えており、今後、推進していくべきものと考えています。</p> |
| 77 | E    | <p>長崎県は引取り数の多さやいまだに行政が定点引取りを行っていることなどから、動物愛護に関し全国的に見てもかなり遅れをとっているように感じます。また目標数値も明確にしておらず行政の力の入れようがこの計画案では伝わってきません。動物たちにとっての長崎県の環境を把握しているにもかかわらず処分頭数を減らそうという努力をいままでできていたようにも感じません。せっかくここで計画を策定するのだからぜひ10年後には「人と動物が共生できる地域社会」の実現をしていただきたい。期待しています。</p> | <p>意見を受け止め動物愛護管理の普及啓発に努めてまいります。</p>   |

その他意見外 3件